

(第一類第十一號)

衆第三十一回國会議院建設委員會議録

昭和三十四年三月十日(火曜日)

出席委員

委員長 堀川 桂平君
理事木村 守江君 理事佐藤虎次郎君
理事瀬戸山三男君 理事二階堂 進君
理事南 好雄君 理事中島 蠍君

○堀川委員長 これより会議を開きます。

こととし、それを家賃の限度の算定の基礎に加えることいたしました。

第十六号

関して、入居者に不当な義務を課することのできないようにするものであります。

公営住宅法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。まず、本法に対する補足説明を聴取することといたします。

なお、土地の取得もしくは使用または宅地の造成につき、国または他の地方公共団体から補助その他の援助を受けた場合の地代相当額については、政令で定めるところにより算出した額を控除することとし、また地代相当額全

次に、第三十三条の改正についてであります。今回新たに家賃を変更する場合の合理的な限度を設け、事業主体がこの限度以内で家賃を変更する場合には、事業主体が家賃決定の限度以内で家賃を決定する場合と同様、公聴会

第十七条の改正につきましては、過去において事業主体が行なった修繕の範囲を拡大することとし、事業主体は、家屋の外部の付帯施設で、建設省

律案につきまして、逐条的に御説明申
し上げます。

まず第二条の定義の改正について申
し上げますと、第二号から第四号まで
中「賃貸する」という従来の表現を、よ
り内准なるつぶらん式へ、これと「賃

り的確なものとするため、これを「賃貸するための」に改める」としたしました。

委員外の出席者
(住宅局長)
専門員 山口 乾治君

三用十

委員松澤輝輔君及び兒玉末男君選任につき、その補欠として寺島隆太郎君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

委員寺島隆太郎君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として松澤雄藏君及び児玉末男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
公営住宅法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二二号)

かわりに自己所有地及び借地の場合をも含めて、地代相当額として算出する

しく適正を欠くと認めるときは、事由を示して、当該事業主体に対してその変更を命ぜる」とがである」といたしました。

次に、第二十二条の二の改正について申し上げます。先ほどの提案理由の説明にもありましたように、公営住宅の入居者で、その収入が政令で定める基準をこえることとなった者が、国などの補助金額を考慮して、特に低額となるよう計算された家賃でその公営住宅に入居していることは、適当と認められませんので、次のような措置を講ずることいたしました。

し、なお、この場合の割増し賃料については、家賃の場合と同様に、その減免または徵収猶予をすることができる

最後に、改正法律の附則について御説明いたします。

政府は、道路政策に対しましては非常に積極的に整備五ヵ年計画を樹立せられまして、一兆億円の予算で着手され実行に移しつつありますことは、大へんけつこうなことだと私ども考えておられます。反面住宅政策につきましては、戦後十三年たつておるのでありますけれども、道路との関係を見ますと、まだ住宅政策については非常に積極的なものを見ることができない点があるようになります。戦災で多くの家屋を焼失したまつたので、とりあえずこうじて

うものは、ただ住む家だけを作ればいいといふのではなくて、一つの社会保障的な意味の住宅政策と、いわゆる社会政策的な意味の住宅政策との二つを併せ持つものである。つまり、この二つの政策が、どちらも同時に実現されるべきである。そこで、この二つの政策が、どちらも同時に実現されるべきである。そこで、この二つの政策が、どちらも同時に実現されるべきである。

の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において、政令で定める基準をこえる収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならないこととし、この場合において、事業主体は必要があると認めるときは、当該入居者が他の適当な住宅に入居できるようになつせんする等、その明け渡しを容易にするよう努めなければならないことといつまつた。

第二に、割増し賃料の徴収としまして、事業主体は、公営住宅の入居者が右に該当する場合において、当該公営住宅に引き続き入居しているときは家賃変更の限度の額、家賃がその限度をこえている場合においては、その家賃の額であります。が、家賃変更の限度の額の第一種公営住宅にあつては〇・四倍の第二種公営住宅にあつては〇・八倍に相当する額以下で、入居者の収入に応じて政令で定める額を限度として、条例で定めるところにより割増し賃料を徴収することができるることと

料の徴収等の措置を行なうにつきましては、まず公営住宅の入居者の収入の状況を把握しなければなりませんので、事業主体の長は、必要に応じて、その入居者の収入の状況について当該入居者もしくはその雇い主、その取引先その他の関係人に報告を求め、または官署に必要な書類の閲覧もしくはその内容の記録を求めることができるこ^トといたしました。

第二十四条の改正は、公営住宅等の譲渡に関するものであります。事業主体は、特別の事由のある場合でなければ公営住宅等を譲渡することができないことをとするとともに、その敷地をも譲渡しようとするとときは、その敷地の譲渡についても、建設大臣の承認を得なければならないことといたしました。

第三十条及び附則第四条の改正は、それぞれ第二十条の家賃等の変更命令及び第十二条の家賃の決定方法の改正に伴うものであります。

第三項について申し上げますと、これは、改正法律第二十二条の二の収入超過者に対する措置についての経過措置置であります。この法律施行の際現に公営住宅に入居している者につきましては、賃借期間の定めがないとき及びこの法律施行の際ににおける賃借期間の残存期間が三年以内であるときは、三年の猶予期間を、その残存期間が三年をこえるときは、その残存期間に相当する期間の猶予期間を置くこととしたしました。

以上、本法案の概要を御説明いたしましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いする次第であります。

○堀川委員長 質疑の通告がありますから、これを許すことになります。

山中日露史君。

○山中(日)委員 私、公営住宅法の一部を改正する法律案についてお尋ねをします。政府に住宅政策の基本的な考え方等について若干お尋ねをしてみたいと思います。

のない人たちに住宅を建て、いろいろなことが根本となって住宅政策といふものが行わってきたわけです。最近におきましては、住宅難はまだ緩和されおりませんけれども、大体住むに家なき人というのではなくなりまして、どうにかこうにか住むだけの家はあるといふ形にはなってきておりますけれども、実際住むにふさわしい家、いうような考え方からいいますと、ただ住むだけの家はあるけれども、まだ住宅としてふさわしい住宅政策といふものが行われておらないような感覚がいたのであります。申すまでもなく、この住宅政策というのは、大体勤労階層の住宅難を緩和すると同時に、やはり勤労者がその住宅に住んで、あすへの生産の意欲をその住宅の環境の中から感じて、そうしてあすの労働生産性を向上していく、こういふようなことに住宅といふものの重点が置かるべきであつて、たゞ戸数さえふくらみまするならば、今後の住宅政策といふべきではないか。つまり言いかえまするならば、今後は住宅難はまだ緩和され、いろいろなことが根本となって住宅政策といふものが行わってきたわけです。

について、政府の方では、将来の住宅政策というものを、ただ家さえ建てればいいんだというだけの考え方で、やはり住宅難緩和というだけの考え方ですか。
○徳安政府委員 ただいま御質疑の点につきましては、先般大臣がこの委員会において明らかにしたと思いますが、従来とも社会政策的な見地に立つて、相当そうした気持を織り込んでやつておりましたことは、御承知の通りでございます。しかし今日になりましては、もつと今お話しのような社会政策、社会保障という面を十二分に織り込んだ政策を打ち立てねばならないと、いう考え方で、再検討の時期にきておるということを、先般大臣が申しておいましたが、私もそういう気持で今後は検討いたしたいと考えております。

○山中(日)委員 そこで、最近の住宅難は大体どのくらいの戸数があるかといいますと、これは新聞その他の発表、あるいは統計等を見ますと、大体において現在では、約二百三十三万戸くらい戸数が足りない。こういうようなことがいわれておるわけであります。ところで昭和三十四年度の住宅政策によりますと、本年は五十六万戸ということでおあります、そのうち公庫あるいは公営あるいは公団、こういったつまり政府の資金の入っておりまするいわゆる公共住宅というものが、大体三十四年度では二十一万一千戸、あと三十四万九千戸、いうものは自力建設といふことになっておるわけですが、公共住宅が大体二十一万一千戸ということで、それだけ国の力でもって住宅を建てていくというわけでありますけれども、御承知の通り毎年々災害がありまして、災害の結果家屋が流失をする、あるいは滅失をする、崩壊をする、こういうようなことで、だんだん家屋が災害のためになくなつて参ります。また家屋が非常に老朽化して参ります。こういうふうなことで、これを補うためには建てなければならぬ戸数といふものが、大体二十万戸ぐらい毎年あるといふようなこともいわれておるのでありますけれども、そうしますと、結局積極的にその住宅難を緩和するためには、二十一万一千戸の計画はいいにいたしましても、毎年々そぞろやみうに災害その他老朽とかいうことで、そういう消極的な面で建てなければならぬ政府の政策で、果して今の二百三十万に達する住宅難緩和といふことができます。こういった場合に、今の政府の政策で、果して今の二百三十万であります。こういった場合は、この昨年の三十二万一千戸の自力建設

○山中(日)委員 お答え申し上げます。三十三年の四月現在で、住宅の不足戸数が二百八万戸というふうに數えられてあるわけであります。それでそのほかに、ただいまお述べになりましたような災害による滅失、それから新たな世帯増といふようなことで、約年間二十万戸の新規需要があるわけであります。それで、政府の今後の住宅難解消に対する計画といたしましては、これらの新規需要を充足しつつ、三十二年十四年度の戸数計画も立てられたものでござります。

○德安政府委員 ただいまの御質問でございますが、大体年々人口の増加その他によつて、自然的に必要を生じて参りまするもの、及び先ほどお述べになりました、あるは災害あるいは火災等によつて、現在不足しておるものと年々自然的に不足を生ずるものとを合計して勘案した数字が、すでに示してある数字でございまして、その内容につきましては、住宅局長から御説明申し上げるよういたします。

は、実際にはどういうふうに建設されておるのか、その実情はどうか、こうした数字的なことは、局長から御説明申し上げます。

○鷹田政府委員 大体想定いたしておられます数字は、やや満たしておるよう統計ではできておりますので、そうした数字的なことは、局長から御説明申し上げます。

○鷹田政府委員 三十三年度の民間の自力建設でございますが、昨年の十二月までの統計によりますと、前年度を上回っておりますので、三月までには、大体予定しました戸数は建設されるのではないかといふように考えておるわけござります。前年度と対比しまして、十一月末でございますが、約一割の増加となつてござります。従いまして、年間では三十二万戸の見込みの戸数に達するのではないかといふように考えておるわけでござります。

○山中(日)委員 私の方で調査いたしました資料によりますと、昭和三十三年度、つまり昨年度の自力建設の目標は、今申し上げましたように三十二万一千戸であったわけです。ところが実際に建った建物は、約二十八万戸で、あつたということです、計画よりも下回つておるのではないかと思う。なお今実績というのは、計画による民間自力建設三十万户に対しても約二十八万戸で、あつたということです、計画よりも下回つておるのではないかと思う。なお今お話をありました昭和三十三年四月から十一月までの計算によりますと、新築、増築合せて二十一万七千戸戸といふような数字があるのですが、このような状態で参りますと、果してこの昭和三十四年度の三十四万九千戸はこなせるかどうか。もうすでに今月

は三月に入つておるわけですが、こういった建設の進捗率から見ますと、自力建設といふのは、非常に目標を下回るのではないかというようなことが懸念されるわけでありますけれども、そういう点についてはいかがであります。○鶴田政府委員　お答え申し上げます。仰せのこととく、三十二年度の民間の自力建設におきましては、当初見込みを立てましたときは、年間三十万戸建つのではないかというので計画を立てたわけでございますが、実績におきましては、これが二十八万三千戸になつたわけであります。先ほど申し上げました三十三年度の四月当初の不足戸数と計算しました二百八万戸の中に、その計画のズレを見込んで二百八万戸といふように申し上げたわけであります。三十三年度の自力建設の見込みにつきましては、四月から十一月末までの実績は二十一万七千四百八戸でございますが、前年度の同月の建設戸数と対比いたしましてその伸び率を考えますと、三月末までには三十二万戸程度の自力建設は予想されるというよう見込んでおるわけでござります。

○山中(日)委員　最近、民間においても家を建てて貸すという、いわゆる借家営業といふものは非常に成り立たない。特に家賃の値上げ等につきましても、いろいろな制限がございまして、そして借家は、昔は投資事業として相当採算がとれないということで、借家業はもう家を貸してしまうと、なかなか採算がとれないと、いうことで、最近きておる傾向があると思ひます。そ

○鶴田政府委員 民間の自力建設につきましては、もちろん仰せのことく、いろいろの経済状態によって変動が多いわけでござりますが、ことに賃貸住宅として供給される量としては、あまり今日の住宅難の解消には期待できないものもござりますけれども、従来の実績から考えますと、やはりいろいろ経済情勢の影響はござりますけれども、大体国力の伸張といいますか、そういう大きな方向に向いまして、やはり年々戸数はふえていくおるわけでございます。

○山中(日)委員 私は、その点非常に心配いたしておるのでありますて、それは公庫住宅その他でもつて補つていいということではありますよけれども、自力建設というものにあまり大きな期待というものは、将来は持てない。従つて今後の住宅政策については、自力建設ということにあまり期待を持たないで、もつとやはり国の助成その他に力を入れてやつていく必要があるのではないかということを痛感しておりますので、その点だけ申し上げておきます。

次に、建設省では一千円くらいの家賃の住宅を五千戸くらい建てるというような計画がありになって、大蔵省に予算を要求した。それがだめになつたといふようなことも聞いておるのであります。それから同時に公団住宅、これは御承知の通り非常に家賃も高いのであります。それから同時に公団住宅、これ高い基準をつけておりまして、二万円とか二万五千円の収入がある者、あるいは三万二千円くらいの人では、なかなか今の公団住宅の方へ入るといふことは困難だと思ひます。そこで今の公団住宅の高い家賃——先般聞いたところによりますと、私の知つた人で、どこの公団住宅かよくわかりませんけれども、六畳、四畳、三畳、これで家賃が八千二百円、それで四万五千円以上収入がなければ入れないといふやうなことだそうです。そしたら公団住宅にそういう高い家賃でなしに、その中間くらいの家賃を入れるような計画といふものもあつたよう聞いておるのであります。けれども、それは一体どういうふうになつたのでしょうか。

○鶴田政府委員 御質問の通り、予算

要求の段階におきましては、公営住宅においても、大都市の市街地の密集

地区に住んでおるごく低額所得者、これらの方を救済するためには、職業とか生活事情からいきまして、やはり郊外には移れないといふ方が大部

分でございますので、そういう方を救済するためには、密集地区内に公営住

宅を建てなければならぬ。そうしま

すと、地価が高いのですから、これ

を高度利用しなければならない。高度

利用いたしましたと、御承知のようになります。日本は地震を心配しなければならないのですから、建築費も非常に高くあります。そこでもわれわれが考えましたのは、これを高率の八割補助にして、なお地方の事業主体の方も、家賃計算におきまして、従来の公営住宅の計算の仕方とは別な方法で計算していただこうとして、一千程度の家賃の、土地を高度利用した形、つまりアパートでござりますが、そういうものを建てて、密集市街地に住んでおるごく低額所得者を救済しようといふように考へたわけでござります。それから公団の方におきまして、公団の一部に中堅層の下の部分に対する施策として、公団の資金コストを三分といつたよろしくなものです。公団の乙種住宅を考えたわけでござります。それでございまして、その結果がことしの六月、七月間々あるわけでござりますが、実際の家賃が少し安いような家賃を計画いたしておるわけでござります。

なお、公団の住宅におきまして、八千円であるとか、非常に高い住宅が間々あるわけでござりますが、それは公団としましては、市街地の便利なところに公団住宅を建てるために、足貸し、げたばき住宅等を建設するわけでござりますが、土地の非常に高いところにできて参りますので、高さも非常に建物を高くする、従つて鉄骨等も使いますので、やはり建築費そのものも上つてくるというような関係でござりますけれども、全體の公団の賃貸住宅の中に占める割合は、ごくわずかな百分率でござります。

○山中(日)委員 ただいまの建設省の少い方が住宅に困つておるという現状は、否定できないものでござりますから、三十四年度におきまして、公営住宅の第二種の一部をさて、事業主体の方と打ち合せをしまして、小都市では千円くらい、大都市では千五百円くらい、生活保護世帯の住居費の補助等とのらみもございまして、そういう程度で中層耐火の、土地を高度に利用した公営住宅を供給しようといふように現在計画を進めておるわけでござります。

それから公団住宅の方でござりますが、公団住宅の乙種住宅も、実現はできなかつたのでございませんで、これも、公団の実施の面においていろいろ工夫をして、たとえば新婚世帯用の住宅を、従来のよりも多少規模は小さくなるわけでござりますけれども、家賃の負担力等を考えまして、実際に転換することのできなかつたことは、まだ残念だと思っております。ただ、先ほどのお話のような点につきましては、昨年の十一月に住宅の調査を総理府がやつたそちらでございまして、その結果がことしの六月、七月には判明するそちらでござります。それでございまして、すべてはその後に譲らうとしてやつたといふ考え方を持っておられるわけですが、極力転換をいたしました。そして、そういうふうな話を、私どもも、もちろん大臣も同感でござりますから、極力転換をいたしました。それでござりますから、御了承いただきたいと思います。

○山中(日)委員 金がないからできませんといつておられることですけれども、そういうことでなしに、調査云々といふこととで大蔵省が決つたとすれば、私はおかしいと思うのですよ。大蔵省は、住宅局もあって、そういう調査は専門家ですよ。ですから、あんなふうなことで十分に調査して、これだけの収入の階層別の調査が十分にできておらぬ、そういうものを十分に調査した上の問題でなしに、何かそいつの収入の階層別の調査が十分にできておらぬ、そのふうなことを十分に調査した上で、どういうふうなことで、予算措置がとれなかつたのだといふうに聞いておられたのですが、そちらではなかつたので

次に、公営住宅の問題に入るわけですが、政府の方では、昭和三十三年度から三十五年度まで公営住宅三ヵ年計画といふものを承認されておりますが、ことしはちょうど第二年度目に当るわけで、この三ヵ年で建てるまでの計画は、十五万七千戸といふことになつております。そこで初年度が、昨年度は四万七千戸、今年度は四万九千戸、こういうことになつております。三ヵ年は、六万一千戸といふことになりますが、六万一千戸というわけなんですが、こういふ点から、この計画で、果して公営住宅三ヵ年計画といふものが予定された三ヵ年の間に消化できるのか、こういふ点についての御計画なり見通しは、どういふふうになつておりますか、これをお尋ねしたいと思います。

○澤澤委員 関連して。先ほど住宅政策の根本について検討すべきだといふお話をあつたのですが、私もぜひ必要だと思う。特に今質問の方からいろいろの御質問があるのを拜聴しておりまして、現行の住宅政策というものに非常に欠陥があるのではないかということを痛感しております。それは、今質問者のお話の中にもありましたように、自力建築というものはきわめて困難であるということをいつておる。特に大都市では発達した歴史を持つておる。ところが戦後の今日では、いろいろの政策の上から貸家といふものの普及がきわめて困難である、こういうことを指摘せられておる。これはその通りである。それは、いろいろの政策がしからしめておるところである。そこで、住宅政策を再検討して、需給のバランスの調整がとれるようにするにはどういふようにするかということが根本的に必要である。それは、政府の公的力だけに依存するところに私は欠陥があつたと思う。これは、もう七、八年も十年前からこの委員会では論議されておるところなんです。従つて、政府の公的力だけに依存するところにこの住宅政策の大きな欠陥がある。だから、これを解消するには——われわれ与党の者がこの席でそんなことを言つるというのはおかしいと思うのですが、やはり民間のそつした貸家に対する助長をするというような政策をとる必要があると思う。そなれば、今質問の方から指摘せられたよなことも解消していく。ただ政府の限られた財政の中で、それだけでこれを完遂しようと思

うところに、私は若干の欠陥があると思う。従つて政策によつて、投資した資金に対しては所得税をどういうようになりますとか、あるいはいかなる方法をもつしても民間の建築を助長するというような政策をとる必要がある。助長が旺盛になつてくると、投資者もまたそれに関心を持つ、こうしたことになつてくると思う。しかるに今まで住宅政策に対するいろいろの質疑応答を拝聴いたしておりますと、ただ政府の資金によつて普及をする、これのやり方がどうも緩慢ではないか、こういうところにだけ論議が集中しておるのですが、今政務次官からのお話でありますと、今政務次官からのお話のように、住宅政策は根本的には正すべきである。再検討すべきである、こういうお話をから考えてみると、今後は政策によって、自立建設に対する助長を遂行するというようなことも、若干住宅政策の中に考えていただいて、あるいは与党もそのことを政府に對して進言していただいとおるとは思います。が、一そらそれらのことを関心を探していただきたい。そろすれば、両々相待つて、ただ限られた政府の公的資力だけではなしに、一般の民間における住宅建築意欲を高揚する、こういうところからこの問題が解決していくと思う。要は、建築が多くできれば、だれがやつてもいいのだ。人口は九千万なら九千万といふ限られた人口なんだから、それが建てても、増加すればそこに普及されてくる、充実していくということになるのです。こういうようなことに対しての住宅局のお考えなり、あるいはまた将来、そういうような民

○德安政府委員 ただいまのお説、まことにこもつともございまして、自力住宅、あるいは国民の力によってできる住宅の建設をできるだけ促進するようになると、お説は、私どもも同感でござります。従つて再検討するに当たりましては、まだ全部が固まっておるわけではございませんが、國家の力でやりまする住宅政策はできるだけ社会政策的な見地に立脚いたしまして、そうした精神を強く繰り込んだものにする。一般的のものに対しましては、できるだけ自力住宅を建てていくといふような二本立の方針に変えなければいかぬのではないかと考えておるのでありますて、それには、いろいろの矛盾も過去においてはござりまするし、たゞいまお話しのように、国税、地方税等の減免等の問題ももちろんござりまする。過去の地代賃統制令等の問題もすでに解決しなくちやならぬ時期にきておると思います。これらがいろいろな関係で取り残されたままで放置されていることは、まことに殘念でございますので、住宅問題に対する再検討とからみ合つて、こうした問題も近く根本的に解決せねばならぬ、かよりに考える次第でございます。

も金が要るのだから、税の問題もあるとしても、ある程度の考慮を払うといふことになります。私は相当促進がでるべきだと思います。この点につきましては、一つ御考慮をいただきたいと存じておられます。

○山中(日)委員 次に公営住宅法の一部を改正する法律案の内容についてであります。この不均衡是正といふと収入の増加による割増し賃料といふのと二つの問題があるわけですが、まず第一に、規定の賃料のほかに割増し賃料をとるという観念と家賃の変更とは、同一なのか違うのか、それを一つお聞きしたい。

○鷹田政府委員 お答え申し上げます。まず割増し賃料の性格でござりますが、これは公営住宅法の第十二条または第十三条の規定による家賃と同様に、公営住宅の利用の対価といふ考え方でござります。従いまして、一般的には、私法上はこれは家賃と同様でござります。しかしながら、公営住宅につきまして、この家賃と割増し賃料と言葉をかえておりますのは、公営住宅は、御承知のように低額所得者のために低家賃で住宅を供給するというので、国庫補助等を入れて、本来公営住宅に入居すべきその階層を目的とした家賃、それを公営住宅の家賃という表現を使つておるわけでござります。従いまして、割増し賃料も、私法上は家賃と同様でござりますけれども、公営住宅の本来の目的のための家賃と区別するためには、割増し賃料という言葉を使ったわけでございます。従いまして、家賃の変更に該当するかどうかという点でござります。

さいますが、公営住宅法の十二条の家賃の限度あるいは十三条における家賃の変更の限度でござりますけれども、これは、やはり本来公営住宅に当然入居すべき低額所得者の階層のための家賃の一般的な妥当額という限度を示しているわけでございますから、収入があえて、もはや公営住宅にそのまま低家賃の使用料で入居しているのが適当でないと判断される方につきましての割増し賃料は、十三条による家賃の変更には該当しないというように考へておるわけでござります。

○山中(日)委員 公営住宅法という一つの特別の法律がありますので、特に家賃の割増しという言葉を使われたのだと思いますけれども、私は、やはりこれは本質的には家賃の変更だと思う。手続上の問題——公聴会を開くとか開かないとかいう問題とも関連しまずけれども、要するにすでに定まった賃料に割増しをとるのですから、結局それだけ家賃が上つたことになるわけですから、家賃というものの本質的な考え方からいえば、やはり家賃の変更だと思います。

そこでお聞きしたいのは、この不均衡は正でもってでこぼこをためるという根拠は、結局公営住宅法の十三条ですか、物価の変動であるとか、あるいは公営住宅間の不均衡、いろいろな家賃変更の客観的条件というものが出てくるわけです。そういうことから公営住宅間の家賃のでこぼこを是正していくということは、公営住宅法に法的根拠があるわけです。これは公営住宅法があつてもなくとも、民法の規定でも、比隣の家賃に比較して特に安過ぎるとか、こういった場合においては、一方

的に家賃の変更増額ができるわけでもない。それを公営住宅法では、さらに明確に十三条で規定しているわけです。ところがその家賃といふものは、申すまでもなくその建物の建設費だとか地代とか、あるいは税金、そういういろいろな要素をひつくるめて、それを何年間に償却するかを見る。こういうようなことが大体家賃をきめる基礎になつておる。ところが問題は、なるほど低額所得者を公営住宅の方にできるだけ入れて、そして収入の上つた者をほうり出していくということは、政策的には私どももうなづけるのですけれども、ただ問題は、その収入が上つたから家賃を上げるんだ、こういう一つの観念というものは、私は非常に問題だと思う。先ほど申し上げました通り、家賃といふものは、入つている人の収入いかんによつて上げたり下げたりするものではないのであって、そういうたぐい客観的ないろいろな家賃増額の条件といふものが備わつて、初めてその家賃といふものは変更されていくわけなのです。入っている人の収入が幾ら上つたからといって、大家さんが家賃を上げる、それではふえ工合が悪くなつたら下げるかといふと、そうじゃない。本質的にはふえ工合によつて家賃を上げ下げするものではない。そうすると、これは政策的には、なるほど収入が上つたから、お前はそこから出ていいつて、高い家賃の方に入れ、収入の少い人を入れてやるという考え方にはわかりますけれども、基本的には、収入が上つたからお前は出でていけ、出なかつたならばそれだけ家賃を上げて取る、こういうことがつまり家賃の觀念の中にもし入るとすれば、普通一般の

民間の家賃に対する考え方といふものに大きな影響を来たすのではないか。これは、公営住宅といつつの公共的なものは加味されておりますけれども、國がやつておるところの公営住宅とか、あるいは地方のやつておる公営住宅で、収入が上つたということで家賃が上るんだ、名目はどうであつても上るんだということになりますと、今一般民間の家主といふものは、家賃を上げたくても、いろいろ借家法その他制約がありますし、なかなか上げられない。そうすると、あいつは近ごろ景気がいいからということで家賃を上げる。政府の方でも、この通り収入が増加していれば、家賃を上げることに非常に大きな影響を来たす、こういうような家賃に対する考え方といふものが、一般民間の家賃といふものに対しても非常に大きな影響を及ぼす。そういうふうに私は非常におそれなのです。ですから、私は今の割増し賃料といふものは、言葉は違つても家賃の変更頻度には違ひないのです。そういうふうに、家賃といふものの基本的な考え方方が、入居者の収入の増減によって家賃を上げたり下げたりするということは、間違つていなか、こういうふうに私は考えるが、その点についてどういうふうにお考えになるか、承わりたい。

よるな階層でなくなつたものにつきまして、そのままの家賃で、低い家賃であります。これが別に収入を上げるというのがねらいではないであります。結局この割増し賃料を加算いたしましても、公営住宅の家賃に〇・四倍なりあるいは〇・八倍の家賃を加算いたしましても、一般的建設費として家賃の利回りを考えますと、公団住宅程度並みに、金利が四分と四分一厘といったようなところで家賃が決定されるようになつておるわけでござります。それが最高の限度にござります。それがあらかじめそれらの趣旨並びに内容につきまして、一般に誤解を招くおそれはあるかと思います。従いまして、家賃でございますので、本質的にも違うと思うわけでございますが、いずれにいたしましても、御意見のようない点につきまして、一般に誤解を招くおそれはあるかと思います。従いまして、あらかじめそれらの趣旨並びに内容につきまして、周知徹底に十分われわれとしましては努力をしなければならぬというよう考へておるわけでござります。

たというとんに、今度は高い家賃の方に出ていけといふことになるわけですね。三年間の据え置きはありますけれども、出ていくわけです。そこで問題は、結局努力義務を守っているわけですかから、一生懸命努力はするでしょう。しかし明けないという場合、明けないから割増し賃料を取るということになると、割増し賃料さえ払つておれば、そこをのいてもらうという強制力はどうもの全然ないわけです。そうすると、結局低額所得者を入れるといふ考え方、割増し賃料を取るということによってとまつてしまふ。実際問題として、今入った人は、そう簡単に出ないとと思う。ねらいはそこを出てもらつてほかの者を入れるという、そういう強制的に明けるという方法があるのですか、割増し賃料を払わないからといって強制力があるのかどうか。

て、実は三十三年度の増築融資におきまして、もう全部十月末程度で出払つておるようなわけでござります。そうして申請がたまつておるという状態でござりますので、三万户程度の増築融資は、十分消化できるという見込みで、ふやしたわけでございます。

○山中(日)委員 私ばかり聞いておったのでは恐縮ですから、大体次会に譲りますが、最後に、公団住宅の問題についてお尋ねしたいと思います。

最近 新聞の報道によりますと、住宅公団の活動事件というようなものが出ておるわけです。荻窪、阿佐ヶ谷ですか、あそこの二団地を、公団が用地を買収するについて問題があつたわけです。内容は、私どもはつぶさには承知いたしておりますが、この新聞の報道によりますと、結局支所の調査係長というのがプローカーと結託して、本当に高い土地を買わされた。実際の土地所有者に渡つた金というのは、坪について四千五百円か五千円である。プローカーが公団から受け取った金といふものは、實際には一坪について九千五百円あるいは九千五百円、倍額にひとりいところの金をとつたわけです。そのさやをふところへ入れたということであります。結局国民の税金をそれだけプローカーの手にとられたという内容の事件であります。公団が用地を買収する場合に、一体どういう手続でどういふことをやつておるのか、それについて建設省は、監督官庁としてどういふような監督を行なつておるのか、こういふことをあらかじめ一つお聞きしたいと思います。

に私どもも遺憾千万だと思っておりました。従来から公団の宅地の取得についてございました。私自身も多少のうわさ等を聞きまして、こうした不正事件がないようにといふことを、注意をしたことあります。新聞等に伝えられると同時に、内容の調査を命じまして、関係者を招致してその実情等を聴取したわけでもござりますが、この買収につきましては、私どもが得ました報告によります」でも、まことに遺憾の点があるやに見受けられます。と申しますことは、審議会を設けまして、価格の点におきましては、近隣等の価格を比較検討をして、どこからも非難を受けないような価格でやつたということを主張いたしておりますが、その点につきましては、ただいまお話しのように、あるいは四千円で買ったものを九千円で売りつけるというような点が、新聞に出ておりますが、それども、これはただいま建設省が取り調べ中でございますので、果して公団から参りました金が、どの程度搾取されておるかということにつきましては、その調査を待とうといふことで、今その調査のくるのを待っているわけでござりますけれども、人々々々に対する詳細な金額の取引に対する明細書といふものは、ただいま持ち合せておりません。しかし、この買い上げにつきまして、公団の方では、一応個々の地主にもその旨は伝えたと申しておりますのでありますけれども、もし伝えたとすれば、ああいうことに承知をするはずはないと思うのですが、一応の委任状を持っておるブローカーが参りまして、一括して相談をしたというと

ローカーを相手にしてやつたのは東京だけでは、ほかは全部そういうことをやつていないと、いう報告を受けておるわけでござります。しかし万一にも間違いがあつたらいけませんから、この点については十二分に注意をいたしておるわけでござります。確かに、この事件につきましては、公団の方にも相手落ちがあるのではないか、また従つて、私どもの方の監督も十分しておるようと思つておりますけれども、やはり欠くるところがあつたのではないかと思ひます。ただいま調査をいたしておりますから、詳細なことは追つて御報告申し上げますけれども、まだいまわかつておりますところの數字的なことにつきましては、局長から御報告を申し上げます。

込みがありまして、また荻窪におきましては、三十二年三月二十日にあつたものでございます。それで、阿佐ヶ谷につきましては坪九百五十円、荻窪につきましては九千五百円といふ額で契約が結ばれたものでございます。総額は、実測精査によるとなつております。まして、阿佐ヶ谷が一億三千五百十一万七千百三十五円、荻窪が一億八千四十二万四千四百四十五円ということに相なつておるわけでござります。公団におきまして、価格の決定に際しましては、固定資産税の評価額と實際に取引されておる地価との比率、それから近傍類似の取引された実例、そういうものを勘案して定めたわけでござりますが、なおそのほかに、公團等に売却する場合には、所得税等におきましても多少の有利な点もござりますので、そういう点を考えまして、多少割引して、推定された価格よりも低く買つたわけでございます。価格評定の場合の近傍類似の実例を申しますと、阿佐ヶ谷の方におきましては、三十一年の九月に坪当り一万二千円で取引されておると、三十年の三月に九千円で取引されたのと、三十一年十一月に一万一千円で取引されております。それから荻窪におきましては、三十一年の九月に一万二千円、三十年三月に九千円、三十年一月二十九日に八千八百円、三十一年の十一月二日に一万二千円、二十九年の四月に二万円でございます。なお一部新聞等に報道されたもので、非常に安く手に入れた実例があるようでございますが、東京都は、御承知のように縁地制限をかぶつたところでございます。そういうふうでござります。

ところどころでございます。土地の坪数の一割くらいしか建物を建ててはいけないという制限がかかるつておるわけでございます。安く買収が行われたといふ実例として新聞等に報道されました個所につきましては、大体そういうような、公団が住宅用地として利用するのにはいずれも不適当な土地であつたわけでござります。

○山中(日)委員 私も別に詳しくその内容を調査したわけではありませんので、よくわかりませんが、今お話しのように、問題になつた土地は低い湿地地帯で、ほとんど安いところらしいのですが、その金額は果してどのくらいだったか私もわかりませんけれども、新聞報道では、先ほど申し上げたように、四千円から六千円くらいのところが九千五百円とか九千百五十円といふことで取引されたということになつておるわけです。まあこれはよく調査してみなければわかりませんが、一つ十分に調査した上で、あらためて御報告を願いたいと思います。

そこで、公団が用地を買収する場合には、今までにはプローカーの手を経てやつておる場合と、そうでなく、直接地主から買う場合もあると思うのです。どちらが割合に多いのですか。

○鶴田政府委員 大体件数にしまして三割程度が、今日までの実績では、プローカーのあつせんによつたようには聞いております。しかしいろいろいろいろ事例にかんがみまして、できるだけ地主と直接、あるいは地方公共団体を通じて話をまとめる、そういう方向に向つておるわけでございます。

○山中(日)委員 プローカーの手を経て買う場合に、プローカーは、申すま

たのと同じだという、法律的な効果だけを考えてものを処理している、こういうことになっているのです。ですから、私どもは、少くとも公団がこれだけの大きな土地を莫大な金で買うのですから、先ほども次官のおっしゃった通り、そんな单なる代理人といふような人——いわゆるブローカーが代理人になつて、そうして土地の所有者の代表として交渉するのならいいのだけれども、ブローカーが代理人という形でくるわけです。公団の方では、それを法律的には地主の代理人と見てやつて有効でしようけれども、そういうところに不正が起ると思う。そういうブローカーが代理人となることになると、ブローカーと土地の所有者との間の取引関係は、結局公団の方では知る由もない、また知らとしないわけですね。ですから、そこにそういう差額がとられる。地主の方では、一定の限度をきめて、四千円から六千円ぐらいということでもかしてあるわけです。ブローカーが公団の方に高く吹っかけて、そして差額をとつて、地主の方には言っておらない、こういうことでやられているわけです。ですから、今後は必ず地主と代表者といふものとの話し合い、あるいは個々の話し合いで、いうものが行われなければ、この不正是私はなくすることはできないと思ふ。同時に今度の問題にして、地主に対して公団は、坪幾らで買うのだとうことは、全然知らしめておらないらしかった。知つておれば問題になりますから、次官の言ふ通り、知らなかつたらしい。地主に知らせないような取

引をしてはいるというところに、こういった大きな問題があつと思います。これは、新聞も大きく取り上げておりますし、今後公団が公団住宅を建設して貸す場合におきましては、こういう問題が公団の方にあつたとすると、今度公団の家を借りる場合におきましても、家賃の問題、あるいはいろいろの問題で、入居者はこういう問題を頭に置きますから、不当な家賃ではなかろうかということが念頭に置かれるわけです。ですから、今後の公団住宅の政策の上に大きな影響を来たすと思うのです。私は、別にあなた方のこの問題に対する責任を追及するという強い考えを持つておりませんけれども、ただ今までのこういった汚職とか不正事件におきましては、そういう行為をやつた者は、刑事上、司法上の責任も折るんとられます、同時にまた行政上の措置として、あるいは懲戒免職その他の処置はとると思うのですけれども、どうも上の関係はよくわかりませんけれども、やつた行為の輕重によつては、その上の責任も私はあると思う。あるいは譴責とか、あるいは減俸とか、あるいは免職、こういうものがあると思うのですが、どうも実際には、そのやつた人間だけが処罰をされて、そうしてその上的人は、ども監督不行き届きで相済まなかつた、今度から十分に氣をつけます、こういうことだけで終つておる。ですから、一般にこういふ不正を警戒するためには、ただそういうことだけではないのではないか。やはりそういう上の監督の地位にある人

は、直接の刑事上の責任は、共犯關係がない限りはないわけですが、一つのやはり行政上の、あるいは政治上のといいますか、そういった面で責任をとらなければならない。そういうことによつて、私はこういう問題を将来防止することになると思う。つまり実際に悪いことをした者だけを罰すればいいのだ、従つてこういふ不正といふことは自分だけでは済まないのだ、というやうな観念を植えつけることが、こういった汚職などの問題を未然に防ぐために、私は当然とするべき処置だと思うのです。どうも今まで、やつた者だけが処分をされる。上の人には、監督不行き届きで相済まなかつた、今後気をつけますということだけでは、やる者は、もし見つかつたら、自分だけ責任を負えばいいのだといふような甘い考え方で、こういふ不正をやる。自分の行為のために、上の人にまで迷惑をかけるのだ、また現に上の人がその責任をとつたのだ。こういふことにならなければ、私はこういった汚職とか行政上の不正行為を将来防止することにはならないと思う。それこそ私はこの公団の汚職事件に限らず、すべてそういうふうに、いわゆる政治的な責任といふものがやはり強く要請されなければいけないのでないのではないか、こういうふうに考えておるわけです。この問題につきましては、まだ検察庁で調べておりますので、どの程度まで発展するかわかりませんけれども、そういうことが明白になつた場合におけるそりといった監督上の責任については、

体どういうふうにお考えになつておるか、これをお尋ねしたい。

○徳安政府委員 プローカーの手によつて土地取得の手段にしておつたといふ行き方につきましては、私どもも、今度内容を開きまして初めてわかつたわけでございますが、先ほど局長が申し上げましたように、三割くらいはそつした手段によつたものもあるようございますけれども、あの事件以来は、私ども嚴重に警告いたしまして、そういうものを相手にする取引は、今後やらないということを強く指導してございます。昨日も大阪に参りました、ついでに大阪の支所の模様を聞いて参りましたが、大阪の支所あたりでは、自然ブローカーは相手としていないそうであります。初めからそういう方法には出ていないという説明を聞きましてけれども、東京ではどうしてああいうことをやつたのか、私どももまことに遺憾千万であったと思ひますので、今後は、今申し上げましたような線に沿いまして、再びこうした事件が起らぬような処置をとりたい。従つて売買につきましても、十分直接地主に周知徹底させて、お互いに理解の上で、その間に無用の搾取者がないような取引をさせるということに全面的に切りかえるように指導いたしたいと考えております。

なおただいまのお説の問題でござりますが、これは、ひとり刑事被告人となりました者の処置ばかりではなくに、もしこの事件の全貌が、上司にも当然責任を負わべき道徳上の責任、こういふものを強く要請されると事態でござりますれば、決してこれを

見のがしてほておくようなことはいたさない。これは、大臣もすでに十分当該関係者には忠告もしてござりますし、私どもも、先ほど申し上げましたように、多少そうしたうわさも耳にいたしましたので、かつては調査を命じたこともありますけれども、そういうことはないという報告を受けまして、その後日ならずしてその事件が起きたこともありますけれども、そういうこともありますけれども、そういうふうなことがありますございまして、多

少公団の中にゆるみがあるのではないかというふうにも考えられますので、ただいまの事件の全貌がわかりましたら、その責任の所在等も十二分に検討いたしまして、さらに責任の問題につきましても、決してそそくな方法でなしに、十二分に掘り下げて、再びこう御意見をください。今政務次官は、いかがの地方ではないようなお話をありますけれども、実は私ども身近にそういうことを聞いておるわけでございまして、土地を取得する方法はいろいろあると存りますけれども、たとえば私どもにこういふことを言つてきておる。公団にまとめて売るためには、よけいな土地でなければならないのだ、従つてあの一帯は千五百円だから、お前の方も千五百円にしてくれ。こんなことでもって、ブローカーが個々の農家を渡り歩いている。こういう寒例は、私たちの近々に起つております。だから、それがどういうふうに売りつけるか、そういうことについて、詳細に私どもは検討はいたしておりませんけれども、こういふブローカーの暗躍

今政務次官はないといふうな言明でありますけれども、これはあやまちのようないい意味においても、全国的に私どもによるな事例はあるとみなされ防ぐ意味においても、全國的に私どもによるな事例はあるとみなされなければならぬのではないか。私の町自身で、そういうことがごく最近行われたのですから、この点、御注意をこれからしていただきたいということです。

ちょうどその意見が出ましたので、関連して申し上げておきます。○徳安政府委員 私ども十分注意いたします。○堀川委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は十三日前前十時から開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会